

公益社団法人 長野県林業公社の経営改革について

森林づくり推進課

1 長野県林業公社の概要

〈設立〉 昭和 41 年、本年で設立 60 年を迎える。

〈目的〉 森林所有者による自主的な整備が進まない森林や、地理的条件が厳しい山間地において、森林所有者に代わり造林・育林などの事業を実施することにより、木材資源の確保や、国土の保全及び水源のかん養などといった森林が持つ公益的機能の維持・増進を図り、これらを通じて、農山村地域の活性化と経済の振興に寄与する。

〈主な事業〉 長野県林業公社（以下「公社」という。）が森林所有者（市町村、財産区、個人など）と契約を締結し、所有者の土地に植林した上で手入れや管理を行い、伐採時の収益を所有者と分収する「分収林事業」

項目	分収造林	分収育林	合計
契約件数	1,043 件	138 件	1,181 件
契約面積	15,562ha	1,985ha	17,547ha

〈林業公社の果たしてきた役割〉

設立以来、森林所有者による自主的な整備が進まない森林整備の担い手として、計画的に造林を進め、森林資源充実と地域の雇用や経済の振興に一定の役割を果たしてきた。

項目	成果
所有者に代わる森林の造成と育林	約 1 万 7 千 ha
昭和 41 年以降の山村地域での雇用	約 272 万人・日
現在の年間雇用（R 7）	約 2,700 人・日
公社が管理する森林の公益的機能（森林の評価額）※1	510 億円/年

※1：平成 13 年に日本学術会議が算出した森林の評価手法により算出

2 経営改革プランの経緯

- ・平成 25 年、経営に関する検討を行うための林業公社経営専門委員会において公社存続・廃止のメリット・デメリットを検討し、「徹底した経営改革の方針」として存続を決定
- ・平成 26 年度から 7 年間を期間とする第 1 次経営改革プランを策定し、職員給与の削減等の身を削る経営改革を実行
- ・令和 3 年度から 5 年間を期間とする第 2 次経営改革プランを策定し経営改革の推進と実行体制の強化を実行

3 第 2 次経営改革プランの主な成果と課題

第 2 次経営改革プランに基づき、①森林資源の充実、②受託事業の拡充、③コスト改善、④ゼロカーボンの推進に向けた取組を着実に進めている。

取組項目	内容	成果	課題
① 森林資源の充実・実行体制の強化	森林整備の推進	・間伐を実施し、森林資源の質的向上 保育間伐：672ha 搬出間伐：73ha	・入札不調等により、搬出間伐の実施面積が大幅に下回った。（目標：193ha）
	ICT 技術の導入	・ドローン調査と GNSS 測量による、スマート林業の基盤を整備 ドローン：2 機 GNSS 測量：4 式	

取組項目	内容	成果	課題
②受託事業の拡充	・公有林調査や森林経営管理制度の調査受託による市町村への支援	件数：48 件 金額：89,298 千円	-
③コスト改善	分収割合の変更 (公社：森林所有者＝5.5：4.5⇒7：3)	変更契約件数：168 件	・所有者不明等により、変更の目標件数を下回った。 (目標：306 件)
④ゼロカーボン推進	森林整備による CO ₂ 吸収量の認証、販売を行い J-クレジットを創出	認証：43,725t-CO ₂ 販売：613t-CO ₂	-



〈搬出間伐実施状況〉



〈ドローン森林調査〉



〈分収割合見直し現地説明〉

4 第3次経営改革プラン

(1) 第3次経営改革プラン（R8～R12）の内容

第2次経営改革プランの成果と課題を踏まえ策定

①徹底した経営改革

「収益事業の改革」木材販売の強化、J-クレジットの創出・販売、受託事業の継続
「公社造林事業の改革」搬出間伐への徹底した転換、森林組合等との協力体制の構築
「実行体制の改革」分収林契約見直し、職員のスキルアップ、効率的な森林調査

②主伐の試行

契約満期による主伐後の土地返還の際に、所有者の造林費負担を軽減するため、事前の意向確認で最適な伐採方法を選択

(2) 経営改革プランの効果予測

第1次プラン、第2次プランの取組に加え、若手職員の採用・育成による職員の更なるスキルアップや、ゼロカーボンの達成を目指した J-クレジットの創出・販売の拡大による収入増により、借入金残高の削減に取り組む。



長野県林業公社の将来の姿

- ・県への返済残額が減少し、県民負担が軽減
(借入金残高 R20(ピーク時)354 億円→R58 106 億円) ※1
- ・多面的機能を有する森林として所有者に引き継がれ、県民の安全・安心が確保

※1：主伐時の木材の販売価格により変動（木材価格が上がれば借入残高減、下がれば増）

5 県の支援

第3次経営改革プランの着実な実行に向けて、造林補助事業の推進、損失補償、利子補給などの支援に加え必要な助言や連携を図りながら公社の取組を引き続き支援